

大田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

大田市長 **楯野弘和**

大田市規則第23号

大田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則

大田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則（令和2年大田市規則第19号）の一部を次のように改正する。

別表中「

教育相談員・適応指導教室指導員、主任指導講師、適応指導教室教科講師、子どもと親の相談員	高校卒	1	20	1	44
---	-----	---	----	---	----

」を「

教育相談員・適応指導教室指導員、主任指導講師、適応指導教室教科講師、子どもと親の相談員その他職務の複雑、困難及び責任の程度がこれらと同程度である職種	高校卒	1	20	1	44
--	-----	---	----	---	----

」に改め、「、公民館主事」を削り、「

衛生処理場運転・清掃員、埋蔵文化財発掘調査等専門員	高校卒	1	28	1	52
---------------------------	-----	---	----	---	----

」を「

衛生処理場運転・清掃員、埋蔵文化財発掘調査等専門員	高校卒	1	28	1	52
---------------------------	-----	---	----	---	----

社会教育コーディネーター	高校卒	1	3 1	1	5 5
--------------	-----	---	-----	---	-----

」に改め、「公民館長、」を削る。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。